附　則

（みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置）

第十三条　改正法附則第三条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされる契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気（次項に掲げるものを除く。）についての第二十二条の規定の適用については、同条中「翌日市場」とあるのは「翌日市場及び一時間前市場（電気事業法施行規則第一条第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。）」と、「として」とあるのは「を、当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として」と、「のうち、当該電気事業者が使用した量」とあるのは「の量」とする。

２～４　［略］

（回避可能費用の算定方法の検討）

第十四条　令和三年四月一日以降の回避可能費用の算定方法については、令和二年度までに、卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。）における売買取引の価格の動向等を踏まえ、検討するものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

（広域的運営推進機関に関する省令の一部改正）

第十条　広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（設立の認可の申請） **第三条**　［略］ ２　法第二十八条の十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］ 七　法第二十八条の四十第一項各号に掲げる業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することを説明した書類 八～十一　［略］ ３　［略］	（設立の認可の申請） **第三条**　［略］ ２　法第二十八条の十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］ 七　法第二十八条の四十各号に掲げる業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することを説明した書類 八～十一　［略］ ３　［略］
（広域系統整備交付金の交付） **第九条**　推進機関は、第十六条第三項第二号に掲げる実施主体から、法第二十八条の四十七第二項第一号の電気工作物の整備又は更新に要する費用の額の届出があった日の属する年度以降において、毎年度、様式第八の広域系統整備交付金交付届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２　推進機関は、前項の規定により経済産業大臣に提出した額を基に、経済産業大臣が定める算定方法に従い、法第二十八条の四十第一項第五号の二に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の額を算定しなければならない。	［新設］